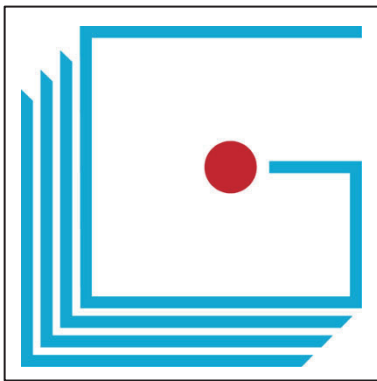


令和8年度

随時技能検定試験事務要領



技能検定制度・技能士ロゴマーク

北海道職業能力開発協会
(技能振興部技能検定課)

003-0005

札幌市白石区東札幌5条1丁目1番2号
(北海道立職業能力開発支援センター内)

電話 011(825)2386・FAX 011(825)2390

ホームページアドレス

<http://www.h-syokunou.or.jp/>

E-mail : kentei@h-syokunou.or.jp/

令和8年4月作成

はじめに

平成29年11月から始まった技能実習制度は、外国人技能実習生を対象とした随時技能検定試験の受検申請や試験の実施に関する事項を本事務要領にまとめました。

随時技能検定試験は、実習生の実習先等を試験会場として、実習実施場所の機械設備等を利用し、個別に日程を調整して原則出張方式で実施しています。そこで、機械設備、測定器具、試験材料の調達等試験実施の準備や技能検定委員適任者の推薦、日程調整等について一部監理団体にもご協力をお願いしています。（※試験職種（作業）により当センターに試験用具等を持参し実施する場合がありますのでご理解下さい。）

近年の新規入国者数の増加に伴い、1号生の基礎級及び2号生の随時級試験が増えています。日程調整につきましても、依然混み合っている状況です。

そのため試験の日程につきまして、希望の日時及び会場では実施できない場合がありますので、ご了承下さい。

本事務要領を熟読していただき、要領に沿って事務手続きを進め円滑に試験の実施ができるようご協力をお願いいたします。

また、巻末に当該試験の職種（作業）別の斡旋している材料及び斡旋先を掲載していますので参考にご使用ください。

なお、今後は現行の技能実習制度は廃止され、人材確保と人材育成を目的とする新制度「育成就労制度」が閣議決定され、実施されることとなります。

その詳細については、各関係省庁や関係機関等のHPをご覧ください。

技能検定実施職種（作業）一覧表

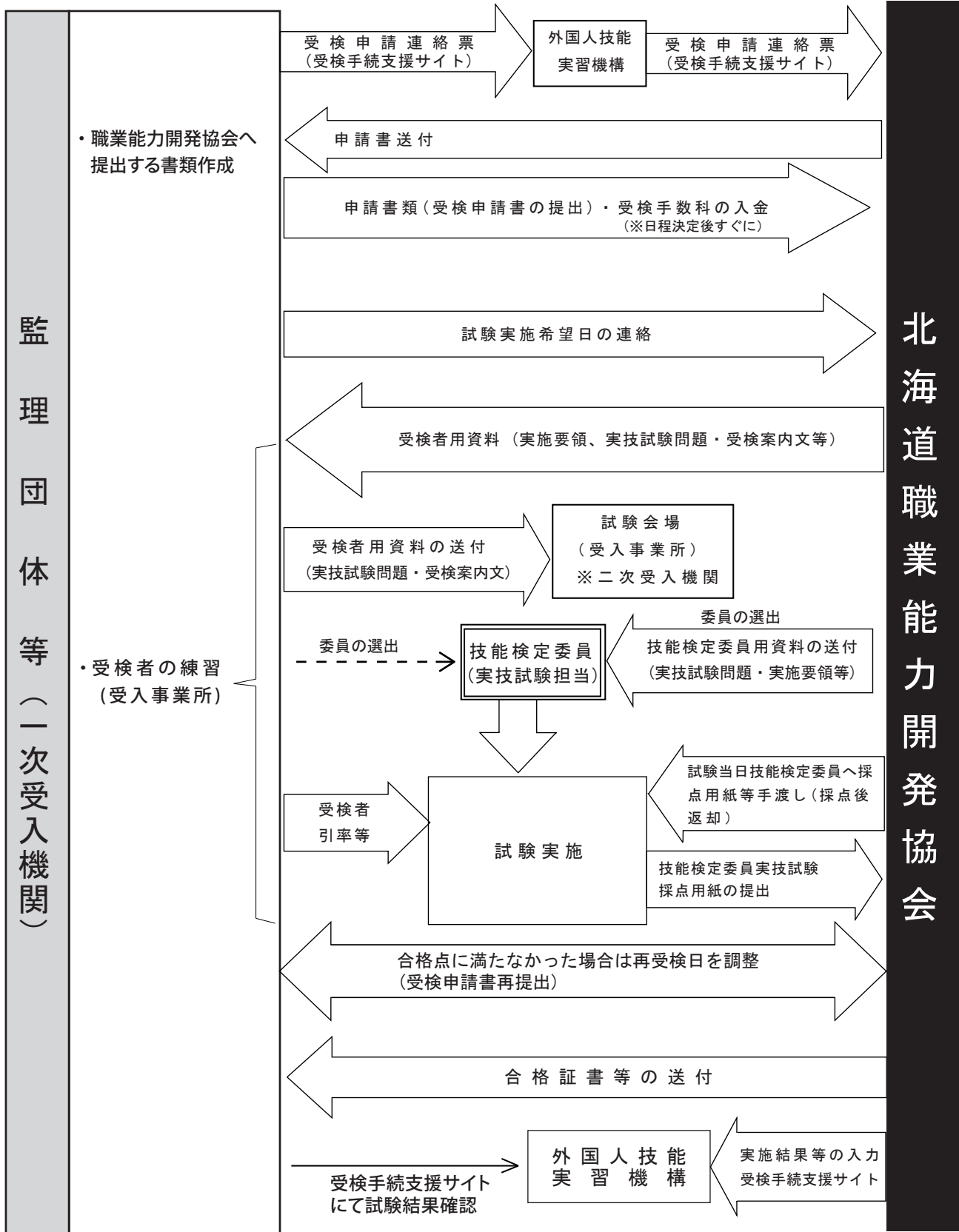
職種名	作業名	職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業	建具製作	木製建具手加工作業
	ロータリー式さく井工事作業	紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業		印刷箱製箱作業
	非鉄金属鋳物鋳造作業		貼箱製造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業	印刷	段ボール箱製造作業
	プレス型鍛造作業		オフセット印刷作業
機械加工	普通旋盤作業	製本	製本作業
	数値制御旋盤作業	プラスチック成形	圧縮成形作業
	フライス盤作業		射出成形作業
	マシニングセンタ作業		インフレーション成形作業
金属プレス加工	金属プレス作業		ブロー成形作業
鉄工	構造物鉄工作業	強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
建築板金	内外装板金作業	石材施工	石材加工作業
	ダクト板金作業		石張り作業
工場板金	機械板金作業	パン製造	パン製造作業
めっき	電気めっき作業	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
	溶融亜鉛めっき作業	水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業	建築大工	大工工事作業
仕上げ	治工具仕上げ作業	かわらぶき	かわらぶき作業
	金型仕上げ作業	とび	とび作業
	機械組立仕上げ作業	左官	左官作業
機械検査	機械検査作業	築炉	築炉作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業	タイル張り	タイル張り作業
	コールドチャンバダイカスト作業	配管	建築配管作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業		プラント配管作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業	型枠施工	型枠工事作業
	変圧器組立て作業	鉄筋施工	鉄筋組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
	開閉制御器具組立て作業	防水施工	シーリング防水工事作業
	回転電機巻線製作作業	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業		カーペット系床仕上げ工事作業
	プリント配線板製造作業		鋼製下地工事作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業		ボード仕上げ工事作業
染色	糸浸染作業		熱絶縁施工
	織物・ニット浸染作業	保温保冷工事作業	
ニット製品製造	丸編みニット製造作業	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	靴下製造作業	ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業	表装	壁装作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業	塗装	建築塗装作業
寝具製作	寝具製作作業		金属塗装作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業		鋼橋塗装作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業		噴霧塗装作業
家具製作	家具手加工作業	工業包装	工業包装作業

（53職種86作業）

各都道府県職業能力開発協会が実施する職種（作業）です。
 各都道府県により公示状況が異なります。（北海道では公示していない職種（作業）があります。）
 当協会 HP 又は案内書をご覧ください。

技能検定受検の事務手続きについて

受検までの流れ



第1章 技能検定受検の事務手続きについて

1 試験実施日までの調整

- (1) 外国人技能実習機構から当協会へ「受検申請連絡票」、「受検手続支援サイト」等からの情報提供があり次第、監理団体（事業所）に当協会から受検申請に必要な関係書類（申請書等）をお送りします。
- (2) (1)の関係書類が届いたら、速やかに当協会へ受検申請書を記載の上、必要書類（在留カード写、パスポート写、※随時級受検の際は下級の合格証書写）とともに送付して下さい。（随時2級の受検の際は、随時3級・基礎級両方の合格証書が必要です。）
書類に不備等があると受検申請受理出来ませんので、申請書類は日程に余裕を持って提出して下さい。
- (3) 受検申請書を当協会が受理した後、監理団体（事業所）に試験実施日について日程調整をいたしますので、受検希望日（第1希望日～第3希望日）をお知らせ下さい。なお、集合方式による職種については希望月をお知らせ下さい。
 - ※ 試験スケジュールは大変混雑していますので、ご希望の時期に実施できない場合や希望の実施場所で実施できない場合があります。できる限り早めに受入企業と調整した上、ご連絡下さい。（※試験職種（作業）により当センターに試験用具等を持参し実施する場合がありますのでご理解下さい。）
 - ・ (1)及び(2)の関係書類到着前に事前予約などの日程調整はできません。
 - ・ 試験実施日の目安は、第2号技能実習への移行に係る基礎級、第3号技能実習への移行に係る随時3級又は第3号技能実習修了時の随時2級は原則として第1号、第2号又は第3号技能実習の期間の9月、18月又は18月程度を経過した後とします。実施状況によっては、技能実習（1号・2号）ともに実習期間修了の直前や、早い時期になることもありますのでご了承下さい。
 - ※ 試験実施後に受検手続支援サイト等で合否の確認の後、合格証書の受渡しまで遅くなる場合がありますので、在留期間満了日まぎわの試験を実施した場合はご注意下さい。
合否結果については受検手続支援サイトでご確認下さい。
 - ※ 受検申請を失念等し、在留期限日まで期間がない場合、試験が行えない場合があります。

2 日程調整後

- (1) 該当職種の実技試験問題及び実施要領を監理団体にお送りしますので、監理団体は必ず受入企業にお渡し下さい。
- (2) (1)の関係書類とともに、受検手数料の納入方法や試験実施案内（試験実施日・開始時間等）等を同封しますので、すみやかに手数料を納入して下さい。なお、受検申請が受理されましたら、いかなる理由があっても受検のキャンセルや取消しは出来ません。必ず手数料を納めて下さい。

- ※ 受検手数料の重複振込等（監理団体と受入企業）がないよう必ず入金をお願いします。

お振込みの際の振込み人名義につきましては、個人名ではなく、監理団体名や実習先企業名など確認のとれる名義としてください。

また、入金確認ができない場合、当日試験実施いたしませんのであらかじめご了承ください。

- (3) 日程決定後のキャンセルや取消しは出来ません。受検手続支援サイトはそのままの状態にしておいて下さい。（後日、当協会が否「欠席」として結果入力を行います。）

なお、日程決定前のキャンセルや取消しについては、必ず当協会へ連絡（FAX）し、了承されたら受検手続支援サイトはキャンセル手続を行っても結構です。

3 試験実施日までに必要な事前準備

- (1) 試験実施前日までに実技試験実施要領、実技試験問題に基づき適切に設備等が会場に準備されているか必ず確認して下さい。なお、設備等の準備に不備があると試験が実施できず中止もしくは延期となります。
- (2) 当協会で技能検定委員が確保出来ない場合、技能検定委員（候補者）の人選を監理団体等へ依頼する場合があります。
- ※ (1)、(2)を協会と協議なく変更することがないようにお願いします。

4 試験当日

- (1) 技能検定試験の当日は、受検通知書に基づき各試験を実施します。ただし、状況により各試験前後する場合があります。
- (2) 受検者は必ず実技試験問題（メモの記入したものは試験中不可）を持参すること。
- (3) 当日の天候不順や交通障害等により試験が実施出来ない場合があります。（当協会より監理団体・受入企業等と調整し改めて日程調整いたします。）
- (4) **指示があるまで、各試験会場には立入り出来ませんので試験当日は実施中、それぞれ待機場所にてお待ちください。（実施風景の撮影も禁止です。）**

5 試験終了後

- (1) 監理団体（事業所）あてに、当協会から合格証書等を送ることで合格発表とします。
- (2) 各試験終了後、概ね1週間までには合否結果を受検手続支援サイトに入力しますのでご参照下さい。なお、不合格通知はありません。

6 再試験

- (1) 学科試験及び実技試験の一方又は両方の不合格者（欠席含む）は、1回に限り再受検することができます。
- (2) 下記①～④に留意の上、当協会が指定する日までに、申請書類の提出をお願いします。なお、申請書類が提出されない場合は、再受検できません。
- ① 試験の免除・・・初回の試験で学科試験又は実技試験に合格された方は、合格した試験が免除されます。
 - ② 提出書類（初回の試験に準じます）
 - ・受検申請書及び必要書類（在留カード写、パスポート写、※随時級受検の際は、下級の合格証書写）
 - ※随時2級の受検の際は、随時3級・基礎級両方の合格証書が必要です。
 - ・受検手数料（指定口座に振込を行うこと）
 - ③ 試験会場・・・原則として当協会関係施設等で当協会が指定した会場となります。
 - ④ その他・・・技能検定で不合格だった場合、技能実習期間中の再受検は1回までとされています。申請手続きが遅れた場合、実習期間終了の直前にしか試験日が設定できず、再受検が受けられなくなったり、場合によっては日程の確保ができず、そもそも受検ができなくなったりするおそれがあります。検定を確実に受けられるよう、十分な試験対策を行い、余裕を持って受検申請し、受検に臨まれるようお願いいたします。

実技試験の形式について

実技試験は、職種（作業）により次の3形式のうち、いずれか1つ又は複数の形式により実施されます。

- ・製作等作業試験・・・受検者に材料等を提供、貸与等して実際に物を製作、組立て、調整等の作業を行わせることにより技能の程度を評価します。
- ・判断等試験・・・受検者に対象物又は現物の状態、状況等を原材料、標本、模型、写真、ビデオ等を用いて提示し、判別、判断、測定等を行わせることにより技能の程度を評価します。
- ・計画立案等作業試験・・・受検者に現場における実際的な課題等を、紙面を用いて、表、グラフ、図面、文書等によって提示し、計算、計画立案、予測等を行わせることにより技能の程度を評価します。

第2章 技能検定試験の実施について

1 秘密の保持

故意、過失を問わず、検定秘が外部に漏洩してしまうと、北海道のみならず、他の都府県で実施された同作業の技能検定試験の有効性が問われる可能性があります、その影響は多大なものとなります。

技能検定試験の実施に携わる者及び携わった者は、職務上知ることができた秘密事項について、次のとおり秘密保持義務が課せられますので取り扱いには十分にご留意下さい。

(1) 秘密の保持義務

都道府県職員、都道府県協会の役員もしくは職員（技能検定委員、補佐員及び事務員を含む）又はこれらの職務にあった者は、技能検定試験に関し秘密の保持義務を有するものであり、刑法その他の法令の罰則の適用上、公務に携わる者として扱われるものである。

職業能力開発促進法第100条、第89条第1項の規程に違反した者は、6ヵ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

(2) 秘密を保持すべき事項

- ① 実技試験の試験問題及びその正解並びに学科試験の試験問題及び正解。ただし、事前に公表したもの及び公開されたものを除く。
- ② 実技試験採点基準
- ③ 実技試験及び学科試験の答案
- ④ 実技試験の作品。ただし、採点を終えた後は受検者に返却することとされているものであって、当該採点を終えたものを除く。
- ⑤ 技能検定試験の合否。ただし、合格発表したものを除く
- ⑥ 受検者の氏名。ただし、合格発表に用いたものを除く。
- ⑦ 受検者の得点。ただし、合格発表後受検者個人の得点をその本人に知らせる場合を除く。
- ⑧ その他受検者の職歴、所属事業等、個人情報であって、当該個人を特定できる可能性があるもの。
- ⑨ その他厚生労働省人材開発統括官、都道府県知事、中央協会会長又は都道府県協会会長が秘密事項に定めたもの。

(3) 技能検定委員の秘密文書の取り扱い

- ① 当該文書の複製や内容転記等を行わないこと。
- ② 当該文書を第三者に見られる恐れのある場所に放置しないこと。
- ③ 当該文書の持ち運びには、紛失等の事故がないように十分注意すること。
- ④ 当該文書の紛失等の場合は、その旨を速やかに協会に報告すること。

2 技能検定委員

(1) 技能検定委員とは

技能検定試験の実施に関する業務のうち技能の程度の評価に係る事項その他の技術的な事項については、技能検定委員に行わせなければならない。技能検定委員は、技能検定に関し高い識見を有する者であって、当該検定職種について専門的な技能、技術又は学識経験を有する者。

(2) 技能検定委員の推薦

技能検定委員は、当該検定職種に関して技能検定委員の選任基準に該当する方を職種団体及び監理団体等から推薦いただき、書類審査の上、当協会長が選任します。

(3) 技能検定委員の選任基準

2級（随時2級も含む。）にあつては、次のいずれかに該当する者

- a 当該検定職種（作業）の特級、1級又は単一等級の技能検定に合格した者であつて、当該検定職種（作業）に関し15年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する者。（技能系）
- b 次のいずれかに該当する者であつて、当該検定職種（作業）の特級、1級又は単一等級の技能検定に合格した者と同等以上の技能又は技術を有する者。
 - (a) 事業所等において、当該検定職種（作業）に関する管理部門、技術部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの地位にあつた者。（技術系）

- (b)短期大学（高等専門学校及び旧専門学校を含む。）以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練（旧養成訓練を含む。）、特定応用課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練、長期課程又は短期養成課程若しくは長期養成課程の指導員訓練において、当該検定職種（作業）に関する学科を修めて卒業又は修了し、その後当該検定職種（作業）に関し10年以上の学識経験を有する者。（学識経験には、学校、職業能力開発校（旧職業訓練校を含む。）、職業能力開発大学校等において教育・訓練を行った経験を含む。）（学識系）
- c 上記 a 又は b に掲げる者と同等以上の技能、技術又は学識経験を有する者。

3級（随時3級も含む。）にあつては、次のいずれかに該当する者

- a 当該検定職種（作業）の特級、1級の技能検定に合格した者であつて、当該検定職種（作業）に関し5年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する者。（技能系）
- b 次のいずれかに該当する者であつて、当該検定職種（作業）の特級、1級の技能検定に合格した者と同等以上の技能又は技術を有する者
 - (a)事業所等において、当該検定職種（作業）に関する管理部門、技術部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの地位にあつた者。（技術系）
 - (b)短期大学（高等専門学校及び旧専門学校を含む。）以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練（旧養成訓練を含む。）、特定応用課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練長期課程又は短期養成課程若しくは長期養成課程の指導員訓練において、当該検定職種（作業）に関する学科を修めて卒業又は修了し、その後当該検定職種（作業）に関し5年以上の学識経験を有する者。（学識経験には、学校、職業能力開発校（旧職業訓練校を含む。）、職業能力開発大学校等において教育・訓練を行った経験を含む。）（学識系）
- c 当該検定職種（作業）の2級の技能検定に合格した者であつて、当該検定職種（作業）に関し10年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する者。（技能系）
- d 上記 a から c までに掲げる者と同等以上の技能、技術又は学識経験を有する者。

上記 d に該当する者の例としては、客観的な指標による採点が可能な職種（紙器・段ボール箱製造職種、工業包装職種等）について、国、都道府県、中央協会又は都道府県協会において、技能検定の実施の実務に10年以上従事した者であつて、都道府県協会長が適切と認める者がある。

※受検者の所属する企業の者は選任しないこと。

(4) 技能検定委員に係る留意点

随時3級等の技能検定委員の選任に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- イ 技能検定委員は、実施公示した検定職種についてあらかじめ選任しておくことが望ましいが、受検申請の提出又は外国人技能実習機構から情報提供があった後に選任することとしても差し支えないこと。
- ロ 同一人が複数の検定職種を併任することとしても差し支えないこと。
- ハ 受検者の所属する企業の者は選任しないこと。
- ニ 技能検定委員の配置としては、随時3級等の実技試験で、受検者数が10人未満の場合、原則として技能検定委員は1人でも差し支えないものとするが、10人以上の場合は、原則として複数名とすること。なお、複数名とした場合は、その中の1人を首席技能検定委員とする。
- ホ 実技試験採点基準（検定秘）については、技能検定委員限りとし、試験開始（書類の受領含）から終了まで、他人の目に内容が触れないように留意すること。また、実技試験採点基準は、試験終了後必ず当協会職員へ返却すること。

3 試験会場の準備と試験の実施

(1) 会場・設備、機器、採点機具等の準備、支給材料の調達

●試験関係

随時技能検定試験は、原則として実技試験と学科試験を同一会場で同一日に実施します。

下記にご留意の上、試験実施前日までに準備して下さい。

ア 実技試験関係

監理団体等は、当協会が送付した実技試験実施要領及び試験問題に基づき、準備、調達、設営及び管理を行うこと。

なお、下表の職種（作業）については、実技試験受検時に免許、特別教育が必要になりますので、試験当日に携行していなければ受検できません。

技能検定試験において免許、特別教育等が必要な職種（作業）一覧
(随時2級・随時3級・基礎級 R8年度実施分)

No.	職種(作業)名	等級	該当内容	試験当日の対応
1	金属プレス加工 (金属プレス作業)	随時2級 随時3級	動力プレスの金型取付け等	特別教育受講修了証等の確認 又は自己申告書への署名
2	鉄工 (構造物鉄工作業)	随時2級 随時3級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、 ガス溶接技能講習修了証等の 資格証の確認
			アーク溶接	特別教育受講修了証等の確認 又は自己申告書への署名
3	工場板金 (機械板金作業)	随時2級 随時3級 基礎級	動力プレスの金型取付け等	特別教育受講修了証等の確認 又は自己申告書への署名
4	電気機器組立て (変圧器組立て作業)	随時2級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、 ガス溶接技能講習修了証等の 資格証等の確認
5	冷凍空調和機器施工 (冷凍空調和機器施工作業)	随時2級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、 ガス溶接技能講習修了証等の 資格証等の確認
6	製本 (製本作業)	随時2級	動力プレスのシャアの刃部 取付け等	特別教育受講修了証等の確認 又は自己申告書への署名
7	とび (とび作業)	随時3級 基礎級	足場の組立て、解体又は変更	特別教育受講修了証等の確認 又は自己申告書への署名
8	配管 (プラント配管作業) 〔配管用炭素鋼鋼管を選択 する場合〕※	随時2級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、 ガス溶接技能講習修了証等の 資格証の確認
			アーク溶接	特別教育受講修了証等の確認 又は自己申告書への署名
9	内装仕上げ施工 (鋼製下地工事作業)	随時2級	研削といし(高速といし)の 取替え等	特別教育受講修了証等の確認 又は自己申告書への署名
10	サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業)	随時2級	アーク溶接	特別教育受講修了証等の確認 又は自己申告書への署名

(※) 配管（プラント配管作業）の課題については、「配管用炭素鋼鋼管」又は「水道用硬質ポリ塩化ビニル管」のいずれかにより実施することとされております。（水道用硬質ポリ塩化ビニル管を選択する場合には、資格証の確認や自己申告書への署名は必要ありません。）

イ 学科試験関係

- ・会場となる個室、会議室等（必ず隔離された部屋）
- ・筆記用具
- ・受検者分の机
- ・椅子、時計、ホワイトボード等

※受入企業等が用意した試験会場に備え付けの監視カメラ等があり、検定の秘密の保持に疑義が生じる場合、受検者からの希望があったとしても検定の秘密を守るため読み上げを行いません。

※指示があるまで、各試験会場には立入り出来ませんので試験当日は実施中、それぞれ待機場所にてお待ちください。（実施風景の撮影も禁止です。）

（２）実技試験の実施

実技試験は、実技試験実施要領及び実技試験問題に従って適正に実施を行います。監理団体等に委員を依頼している場合は、当協会より事前に資料を各委員個人に送付いたしますので熟読の上、試験をご担当下さるよう依頼して下さい。

なお、試験用の設備・材料等は、実技試験実施要領及び実技試験問題で指定されているとおり準備してください。※勝手な判断で別の物を代用することは禁止されています。（試験中止となります）

ア 作業試験前の留意点

技能検定試験の当日は、実技試験及び学科試験を同日に行います。

※実技試験・学科試験の順序については当日の会場の状況によります。

- ・技能検定委員は、試験会場を点検し試験の準備が整っているかどうかを確かめ、試験実施上支障がないよう確認すること。
- ・技能検定委員は、試験問題を読み上げるなどし試験実施上の必要な諸注意について受検者に説明すること。その後、受検者から質問等を受け付けること。
- ・試験は、すべて日本語で行うものとする。受検者に対し日本語以外での発言や実技試験において、受入企業等の者や通訳が受検者に手を貸したり、話しかけたり、合図したりすることは不正行為となります。

(3) 学科試験の実施

学科試験は、下記の要領で実施しますので、適正に試験の実施ができるよう試験会場の手配をお願いします。

- ア 試験は当協会職員が行います。
- イ 試験は、全て日本語で行います。
- ウ 受検者に対しても日本語以外での発言は禁止します。
- エ 試験中は、試験係員及び受検者以外の者の学科試験会場への入室は認められません。

(4) 合格発表

ア 合格証書及び合格通知等の交付をもって合格発表といたします。試験実施月の中旬及び月末で締め北海道へ報告を行い、北海道より合格証書等が届いた後、監理団体へ送付いたします。（場合によりひと月程度要することもあります）

イ 各試験の再受検については、1回に限り再受検することが出来ます。

なお、各試験結果については、試験実施後概ね1～2週間程度で受検手続支援サイトに登録いたしますので、ご参照下さい。不合格通知はありません。

第3章 受検申請について

1 受検申請関係書類

次の(1)で定める書類を、記入・サイン漏れのないように確認した後、当協会にご提出下さい。

記入は全て黒のボールペンを使用して下さい。

(1) 受検申請書類

技能検定試験の申込みには下記の書類が必要です。

- ア 技能検定受検申請書
- イ 下級の技能検定合格証書の写し
- ウ 在留カードの写し（必ず受検申請時や受検予定日までの在留期間のカードとして下さい。）

※既に在留期限が切れている在留カードが添付されている場合につきましては受検申請の受理ができません。

- エ パスポートの写し

※在留カードとパスポートで氏名の表記（特に「.」や「-」などの記号）が異なる実習生につきましては、どちらが正しい表記かを在留カードまたはパスポートの写しに追記してください。

受検申請区分について

技能検定の受検申請区分は下表のとおりです。

A区分は免除資格のない方による申請で、受検を希望される試験により、A甲、A乙、A丙に区分されます。

同じ実技試験受検希望の申請者でも、学科合格の後、再試験の申請はC区分、実技試験だけ受検を希望される場合（随時3級試験で在留資格のために実技試験だけ受検される場合等）は、A丙の区分で申請することになります。

申請区分	A甲	A乙	A丙	B	C	D
実技試験	○	—	○	免除	○	免除
学科試験	○	○	—	○	免除	免除
免除資格	なし			実技試験合格者	学科試験合格者	両方合格

○はその試験を受検することを示す

2 受検手数料の支払い

受検申請書が受理された際は、受検手数料を必ず納入しなければなりません。いかなる理由があっても、受理された後のキャンセルや取消しは一切出来ませんので、必ず手数料を納入して下さい。

また、受検手数料の確認が取れない場合は、受検できませんのでご注意願います。

お振込みいただいた受検手数料は、いかなる理由があっても返還できません。各試験の受検手数料は受検案内表により金額をお確かめの上、お振込下さい。振込にかかる手数料は貴団体（社）にてご負担願います。

振込先

北洋銀行 円山公園支店 普通口座 0379789
北海道職業能力開発協会 会長 近藤光雄

第4章 関連情報

(1) よくあるご質問

- Q 1. 試験準備のための参考書や問題集はありませんか。
A 1. 過去に実施された試験問題については、中央職業能力開発協会のホームページで閲覧のみできます。
- Q 2. 技能検定委員は、退職者でも可能ですか。
A 2. はい。退職者であれば、受入企業に勤務されていた方でも結構です。但し、退職後嘱託等で勤務されている方は選任できません。
- Q 3. 申請書類はいつまでに提出するのですか。
A 3. 受検手続支援サイトに登録後、すみやかに提出をお願いします。
- Q 4. 試験会場はどこでもよいのですか。
A 4. 実技試験実施要領等で定める基準を満たしていれば、受入企業以外の場所でも可能です。
- Q 5. 試験材料等はどこで手に入ればよいのですか。
A 5. 一部作業には試験材料を販売する団体があります。18頁以降「(3) 実技試験材料のあっせん」をご参照ください。
(監理団体や受入企業等で調達していただきます。)
- Q 6. 学科試験は誰が担当するのですか。
A 6. 当協会の担当者です。
- Q 7. 試験日や実施時間を変更することができますか。
A 7. 受検者の都合や現場の都合、監理団体等の都合で変更することは一切できません。
- Q 8. 試験当日病気や仕事都合等でどうしても出席できない場合、受検手数料は返してもらえますか。
A 8. お支払いいただきました受検手数料は、理由の如何を問わず返金することはできません。
当日は欠席扱いとなり、受検手数料は返金いたしません。また、次回の試験は再試験扱いとなります。
- Q 9. 失踪や本人が受検しないとのことで、受検申請後に何らかの問題があった場合対応してくれますか。
A 9. 受検申請書を受理した後は、受検することとして北海道へ報告し準備してしますので、必ず受検手数料が発生し、キャンセル・取消しや別の者の代替などは出来ません。
- Q 10. 日程調整後、試験日当日までに試験に係る材料等が揃わない場合は延期できますか。
A 10. 事前に送付している実施要領や試験問題により、必ず準備をして下さい。
当日、不備があれば試験中止となり、次回は再試験となります。

(2) 集合試験方式で実施する作業（とび作業）

とびの試験を集合試験方式で、下記ア～オのとおり実施します。

とび（とび作業）・・・・・・・・・・随時2級・随時3級・基礎級

ア 試験開始時間・日程

日程：調整の後、ご案内します。

イ 会場

道内3会場（道央、道南、道東）としています。

ウ 技能検定委員

当協会が選任した技能検定委員が試験を担当します。

技能検定委員を推薦いただく必要はありません。

エ 使用具等

(ア) 受検者が用意するもの

- ・ 実技試験問題、筆記用具
- ・ 作業服及び作業に適した靴
- ・ 実技試験問題に示されている持参工具

(イ) 試験場に準備されているもの

実技試験材料一式

オ その他

- ・ 人数により複数回に分けて実施する場合があります。
- ・ 人数により2団体以上合同で実施する場合があります。
- ・ 実技試験実施後に後片付け等のご協力をお願いしております。

※ その他、一部の職種〔建築大工・型枠施工・鉄筋施工〕について集合方式（材料持参での実施）で既に実施日等も決まっている試験もありますので、必ず事前にご確認下さい。

また、試験職種（作業）により当センターに試験用具等を持参し実施する場合がありますのでご理解下さい。

(3) 実技試験材料のあっせん

次頁以降の作業については実技試験材料等を販売する団体等があります。

当該材料につきましては、当協会では準備（購入）しません。購入を希望される際は別途注文表様式もありますので、まずは当協会までご連絡下さい。

当協会は販売する団体をご紹介しますが、販売には関与しません。直接団体へ連絡し、購入手続きをして下さい。

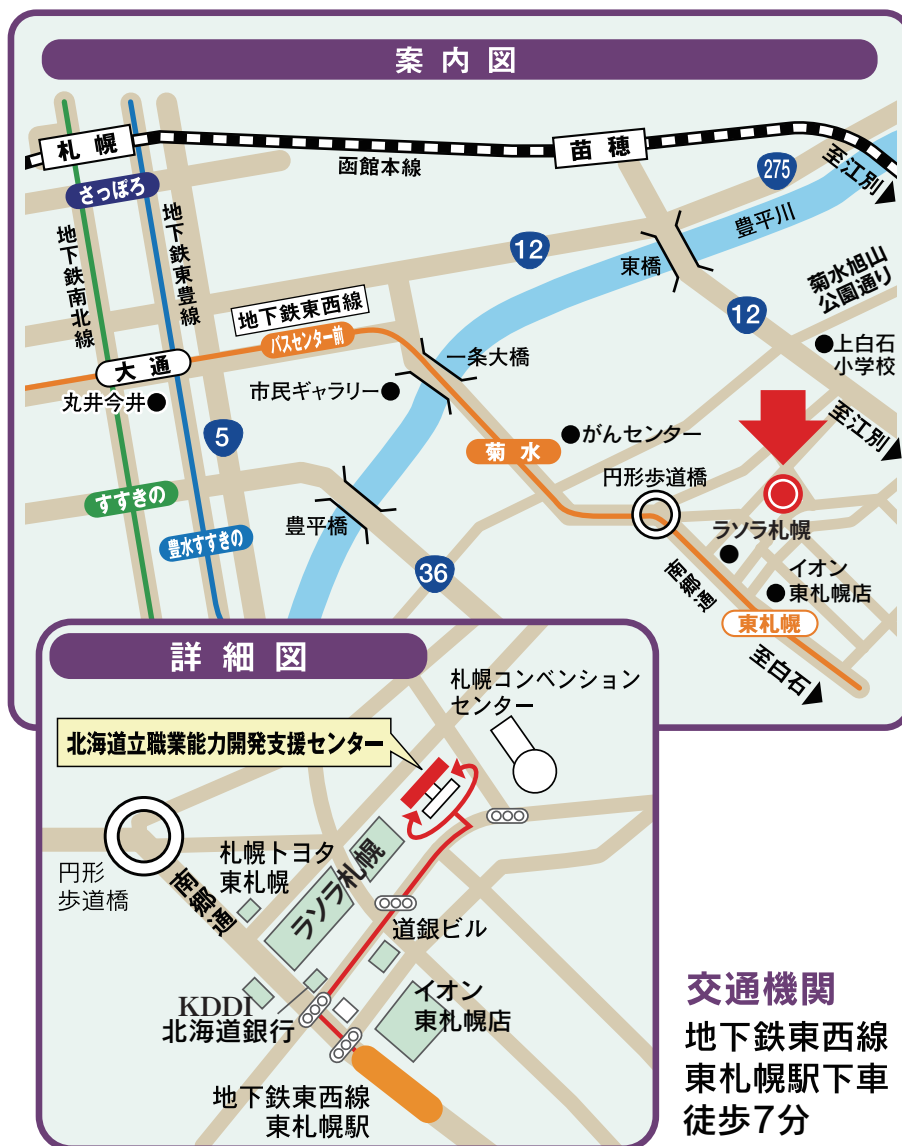
令和8年度 随時2・3級・基礎級 中央斡旋材料等一覧

職種名等	等級	斡旋材料等	留意事項等	斡旋先	
F3 鋳造 (鋳鉄鋳物鋳造作業)	随時2級	アルミ型	試験実施日より1か月前までに申し込んでください。 別途申込書により注文してください。 ※基礎級の型については斡旋はしていません。	一般社団法人日本鋳造協会 担当 総務グループ	〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館501号室 TEL 03-3432-2991 FAX 03-3433-7498
F3・4 鋳造 (鋳鉄鋳物鋳造作業) (非鉄金属鋳物鋳造作業)	随時3級	樹脂型	試験実施日より1か月前までに申し込んでください。 別途申込書により注文してください。 ※基礎級の型については斡旋はしていません。		
F17 めっき (電気めっき作業)	随時2級 随時3級	鋼板	試験実施日より2～1か月前までに申し込んでください。 別途申込書により注文してください。	東京都鍍金工業組合	〒113-0034 東京都文京区湯島1-11-10 TEL 03-3814-5621 FAX 03-3816-6166
	随時2級	治具材料	試験実施日より2～1か月前までに申し込んでください。 別途申込書により注文してください。	愛知県鍍金工業組合	〒456-0058 愛知県名古屋市長久区六番3丁目4-41 名古屋工業研究所内 TEL 052-659-6112 FAX 052-659-6113
FK19 アルミニウム陽極酸化処理 (陽極酸化処理作業)	随時2級 随時3級 基礎級	支給材料	別途申込書により注文してください。	株式会社 アルミ表面技術研究所 検定教育部	〒302-0034 茨城県取手市戸頭9-18-3 TEL 0297-78-2541 FAX 0297-78-2278
	随時2級 随時3級 基礎級		試験場の相談に応じます。		
FK26 電子機器組立て (電子機器組立て作業)	随時3級 基礎級	支給材料	試験実施日の3週間前までにネット通販サイトでご注文ください。 (1週間以内に宅配便でお届け。)支払は、代金引換、クレジットカード、銀行振込(前払い)など。 申し込み形態は以下のとおり。 <基礎級> Aセット 支給材料一式(1セット5回分) Bセット 支給材料のうちプリント配線板のみ(5枚単位) <随時3級> M2404-A 支給材料一式(1セット1回分) M2404-B 消耗品セット(1回分単位) ※電子部品については製造中止になった場合等、相当品に変更することがあります。	株式会社三機 インターネット販売部門	〒456-0035 愛知県名古屋市長久区白鳥1-4-1 TEL 052-681-2163 e-mail : e-monozo@sanki1948.com http://www.e-monozo.com/ (ネット通販サイト:モノづくり支援サイト・モノ蔵)
F39 婦人子供服製造 (婦人子供既製服縫製作業)	随時2級	材料(表生地)	発送は、ゴールデンウィーク、年末年始を除き、お申し込み後1週間から10日程度必要です。 別途ご注文書により注文してください。	アパレル・ソーイング協同組合連合会	〒113-0021 東京都文京区本駒込6-2-19 TEL 03-5981-8968 FAX 03-5981-8284
F39 婦人子供服製造 (婦人子供既製服縫製作業)	随時3級	材料(表生地)			
K39 婦人子供服製造 (婦人子供既製服縫製作業)	基礎級	シート			
K40 紳士服製造 (紳士既製服縫製作業)					
K43 布はく縫製 (ワイシャツ縫製作業)					

職種名等	等級	斡旋材料等	留意事項等	斡旋先	
F46 紙器・段ボール箱製造 (印刷箱打抜き作業)	随時2級	抜き型、打抜き用紙	試験実施日より1か月前までに申し込んでください。 別途申込書により注文してください。	全日本紙器段ボール箱工業組合連合会	〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-2-4 第6高輪ビル301号 TEL 03-3552-6531 FAX 03-3552-6532
FK46 紙器・段ボール箱製造 (印刷箱打抜き作業)	随時3級 基礎級	支給材料			
F47 紙器・段ボール箱製造 (印刷箱製箱作業)	随時2級	生地			
FK47 紙器・段ボール箱製造 (印刷箱製箱作業)	随時3級 基礎級	支給材料			
F48 紙器・段ボール箱製造 (貼箱製造作業)	随時2級	身・ふた生地、くるみ紙			
FK48 紙器・段ボール箱製造 (貼箱製造作業)	随時3級 基礎級	支給材料			
F49 紙器・段ボール箱製造 (段ボール箱製造作業)	随時2級	印版			
FK49 紙器・段ボール箱製造 (段ボール箱製造作業)	随時3級 基礎級	支給材料			
F51 製本 (製本作業)	随時2級	試験用材料(用紙及び印刷物)	通常、注文から10日以内に発送します。 別途申込書により注文してください。	全日本製本工業組合連合会	〒173-0012 東京都板橋区大和町28-11 TEL 03-5248-2451 FAX 03-5248-2455
K52 プラスチック成形 (圧縮成形作業)	基礎級	測定用成形品	試験実施日より1か月前までに申し込んでください。 別途ご注文書により注文してください。	全日本プラスチック製品工業連合会	〒104-0045 東京都中央区築地3-12-5 東日本プラスチック製品工業協会 TEL 03-3541-4321 FAX 03-3541-4324
FK53 プラスチック成形 (射出成形作業)	随時2級 随時3級 基礎級	測定用成形品			
FK55 プラスチック成形 (ブロー成形作業)	随時3級 基礎級	測定用成形品			
F59 パン製造 (パン製造作業)	随時2級	食型	試験実施日より2か月半前までに申し込んでください。 別途ご注文書により注文してください。	川口板金株式会社	〒334-0076 埼玉県川口市本蓮4-2-32 TEL 048-282-0871 FAX 048-283-2660
F65 左官 (左官作業)	随時2級	α型既調合薄塗り せつこうプaster(特注品：白色)	別途申込書により申し込んでください。 なお、以下の通り、特にご留意ください。 ① 試験材料の申込みは、納品まで1週間～1か月程度を要するので早めに申し込んでください。 (一度FAXやメールで注文を行った場合、注文用紙の原本の送付は不要です。2重手配の防止のため) ② 至急・早め等の具体的な納品日の記入がない場合や漏れがある場合には、手配を行いません。また、こちらから連絡も行いませんのでご了承願います。 ③ 日曜日及び祝日の納品は出来ません。(納品希望日が日曜日等の納品が出来ない日を指定された場合には、翌日以降の平日もしくは土曜日の配送日に自動的に変えさせていただきます。) ④ 試験材料の送料につきましては、元払いのみとなります。それ以外の方法は引き受けできませんのでご注意ください。(運賃については、別途「検定用CTopp配送運賃票」をご参照ください。) ⑤ 試験材料費及び送料の請求書は、後日別便で送付いたしますので、受け取り後、代金から振込手数料を差し引かず1週間以内にお支払いください。 ⑥ 試験材料の申し込み数は、できる限り都道府県単位でまとめてお申し込みください。	一般社団法人日本左官業組合連合会	〒162-0841 東京都新宿区払方町25-3 TEL 03-3269-0560 FAX 03-3269-3219 Email : sakan@nissaren.or.jp

職種名等	等級	斡旋材料等	留意事項等	斡旋先	
FK73 防水施工 (シーリング防水工事作業)	随時2級 随時3級 基礎級	支給材料 試験架台	試験実施日より1か月半前までに電話で申し込んでください。	日本シーリング工事業協 同組合連合会	〒135-0034 江東区永代2丁目33-6 有沢ビル2F TEL 03-3643-7901
F81 ウエルポイント施工 (ウエルポイント工事作業)	随時2級	小型ノッチタンク、仮 想観測井(短管)、 水位測定器	試験実施日より45日前までに申し込んでください。 材料はレンタル品となります。使用後はご返却ください。 別途申込書により注文してください。	一般社団法人日本ウエルポ イント協会	〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町14-1 第2田中ビル9階 TEL 03-3226-6221 FAX 03-3226-6330
F82 表装 (壁装作業)	随時2級	支給材料	試験実施日より2か月程度前までに申し込んでください。 別途申込書により注文してください。	ルノン株式会社	〒143-0001 東京都大田区東海 1-3-6 プロジスパーク東京大田N棟2階 TEL 03-6757-3425 FAX 03-5755-1688

北海道職業能力開発協会



◎申請書提出先及び問合せ先

北海道職業能力開発協会（技能振興部技能検定課）

〒003-0005

札幌市白石区東札幌5条1丁目1番2号（北海道立職業能力開発支援センター内）

電話 011-825-2386 FAX 011-825-2390

ホームページアドレス <http://www.h-syokunou.or.jp/>

E-mail : kentei@h-syokunou.or.jp

※お問合せの際は、随時技能検定試験（実習生向け）とお伝え下さい。